

こんにちは。

毎月お送りしている「人事労務レポート」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【目次】

1. 平成 27 年度最低賃金について
2. マタハラで初の事業主名公表
3. 「こころほっとライン」の開設

■社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

1. 平成 27 年度最低賃金について

10 月 1 日より順次、各都道府県で地域別最低賃金が改定されます。

この地域別最低賃金には罰則が定められていて、違反した場合は最低賃金法第 40 条によって 50 万円以下の罰金が科せられます。

各人の給与額が改定後の最低賃金を上回っているか確認しましょう。

なお、現時点で発表されている関東一都二県の最低賃金額は以下のとおりです。

東京都：907 円(平成 26 年度から 19 円引き上げ)

千葉県：817 円(同 19 円引き上げ)

埼玉県：820 円(同 18 円引き上げ)

※いずれも 10 月 1 日改定。

他の道府県の改定状況については下記リンク先をご参照下さい。

都道府県ごとの一覧(平成 27 年 9 月 9 日現在)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimum_ichiran/

最低賃金の確認方法

<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/kijunkyoku/minimum/minimum-13.htm>

2. マタハラで初の事業主名公表

先日、妊娠を理由とした解雇(マタニティハラスメント)を行い、厚生労働大臣の是正勧告に応じなかったとして、茨城県の医療機関が企業名等を公表されました。

男女雇用機会均等法第 30 条では、厚生労働大臣は事業主が勧告に従わない場合はその旨を公表できると定められており、今回は初の事例となりました。

妊娠、出産等を契機に降格、減給、解雇等の不利益取扱いを行うことは禁止されています。

このような行為があったときは、まず都道府県労働局長の助言により是正が求められますが、これに応じないと指導→勧告→厚生労働大臣による勧告が行われ、これにも応じない場合は企業名の公表となります。

原則として、妊娠、出産から 1 年以内になされた不利益取扱いは、すべて妊娠、出産等を契機としていると判断され、違法となります。

不利益取扱いが妊娠、出産等と因果関係が全くないが、タイミングが重なってしまった場合、不利益取扱いの理由を明確にしておく必要があります。

また、マタハラと誤解されないように、そこに至った経緯も普段から記録しておくようにしましょう。

参考

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11902000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Koyoukintouseisakuka/270904.pdf>

3. 「こころほっとライン」の開設

厚生労働省では「こころほっとライン」～働く人のメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する電話相談窓口～を平成 27 年 9 月 1 日から開設しています。

労働安全衛生法の改正により、平成 27 年 12 月から「ストレスチェック制度」が 50 人以上の事業場に義務づけられます。

また、昨年施行された「過労死等防止対策推進法」によって、過労死などの恐れのある労働者などが相談できる機会を確保することとされました。

以上のことなどから、厚生労働省が全国の労働者等からの電話相談に応じる窓口を開設しています。

【対象者】労働者やその家族、企業の人事労務担当など

【専用ダイヤル】0120-565-455(通話料無料)

【受付日時】月・火／17:00～22:00、土・日／10:00～16:00(祝日、年末年始を除く)

【ほっとラインで対応する相談例】

- ・働く人のメンタルヘルス不調
- ・ストレスチェック制度
- ・過重労働による健康障害

厚生労働省は平成 26 年度の「過労死等の労災補償状況」を取りまとめ、公表しました。

過労や仕事上のストレスなどを原因として「心の病」となり、労災認定されたケースは年間 500 件ほどあり、過去最多となっております。

こころの悩みに関する労働者の相談窓口として、またストレスチェック制度導入等についての人事担当者の相談先の一つとして、活用してみてもはいかがでしょうか。

「こころほっとライン」リーフレット

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11201250-Roudoukijunkyoku-Roudoujoukenseisakuka/0000095968.pdf>

*** 毎月 1 回、メールでも配信しています。メール配信をご希望の方は、下記の連絡先までお気軽にご連絡ください。**

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆: 望月孝次、佐藤貴之、小野雅代

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5 ヒロビル 2F

TEL: 03-5775-0762 FAX: 03-5775-0763

Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>
